

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の改正に関するお知らせ

2017 年 5 月 31 日

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が、平成 29 年 2 月 28 日付けで改正されました。この改正は平成 29 年 5 月 30 日に完全施行となる「個人情報の保護に関する法律」に基づく改正であり、当院で現在実施中の全ての臨床研究についても本指針にのっとり行うこととなります。

当院で行われている臨床研究のうちカルテ情報を用いた研究について、患者さんが研究対象者からの除外を希望する場合の申し出が可能です。研究に情報を利用することをご了解いただけない場合の申し出、研究資料の開示及び個人情報の取り扱いに関する相談等がある場合は主治医へ相談をお願いします。

また、他にご不明な点がありましたら遠慮なくお申し出ください。

病 院 長